

議案第62号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「4,440円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

県立病院の文書料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。